

甲府市中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、甲府市中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金の適正な運用を図るため、甲府市中心市街地企画提案型自主的取組支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる事業等

補助金交付要綱別表1に記載の事業ごとの内容は、次のとおりとする。

なお、各事業とも、実施に際し、行政庁等の許認可を必要とする場合は、あらかじめその許認可を受けている又は受けることが確実に見込まれている事業を対象とする。

(1) 景観形成事業

商店街又は主要な通りに面した店舗等の外壁の整備、外壁・工作物・周辺道路等を活用した通りの景観形成等によりイメージアップを図る事業を対象とする。

(2) 中心街魅力創出事業

まちゼミ事業、一店逸品創出事業、商店街ブランド開発事業、ポイントカード事業、農商工連携事業など、商工団体等が連携し、商店街の機能強化や売り上げ増加などを図るために実施される事業を対象とする。

(3) 情報発信事業

中心市街地における個店、大型店、商店街などのまちの情報やイベント情報などを発信するために作成する冊子、タブロイド誌、ミニコミ誌、フリーペーパーなどの発行や、ホームページの作成等に要する事業を対象とする。

(4) 買い物弱者支援事業

中心市街地における既存商店等を活用した買い物弱者に対する買い物代行、宅配（食事サービスのみの事業を除く）、商店街への送迎サービスなど、買い物弱者への支援事業を対象とする。

(5) まちの安全・安心対策事業

女性や子供でも安心してショッピングや飲食が楽しめ、夜間でも安心して歩くことができる商店街とするため、商店会や警察署と連携しながら実施する防犯・防災対策に関する事業や夜間パトロールなどの事業を対象とする。

(6) 調査・分析・計画策定事業

まちや商店街の現状把握などのために行う調査・研究、課題分析、勉強会、学習会、ワークショップなどの活動を通して、まちや商店街活性化のための実践的な計画を策定する事業を対象とする。

(7) 飲食による魅力あるまちづくり事業

既存飲食店同士の連携、新たな飲食店の誘致、簡易店舗型飲食店の設置など、中心市街地において飲食を中心に魅力あるまちづくりに取り組む事業を対象とする。

(8) こうふ亀屋座・小江戸甲府花小路（以下 花小路）活性化事業

イベント以外での、花小路内店舗の活性化や、花小路を核としての滞留性・回遊

性向上事業を対象とする。

3 補助対象経費の詳細

補助金交付要綱別表2に定める「補助対象経費」については、次のとおりとする。

なお、補助対象経費であっても、他の補助金等の交付対象となっている場合は、当該経費は補助対象経費から除くものとする。

また、経費区分において、総事業費の50%を占める経費については、原則、相見積もりとする。

補助対象事業	経費区分	経費対象の説明
イベント事業	謝金	イベント実施活動等に係る専門家や出演者、講師や外部専門家等への謝金とする。(実施団体構成員及び実施団体関係者に対するものは除く。)
	旅費	イベント実施活動等に係る専門家、出演者、講師や外部専門家等に対する交通費とする。(実施団体構成員及びや実施団体関係者に対するものは除く。) (先進地視察のみの旅費は不可)
	通信運搬費	郵便料金、切手、ハガキ購入費用、運送代等とする。ただし、補助対象事業で使用されたことが特定でき、明確に区分されている、金額が特定できるものに限る。
	店舗等賃借料	イベント実施にかかわるもので、短期間かつ事業の実施期間内のものに限る。ただし、敷金、礼金や保証金は含まない。
	会場使用料 使用料及び賃借料	会場の借上げ料とする。 ホームページ開設等を実施する際にインターネット接続業者に支払う経費、会議等の会場借上料とする。
	資料作成費・ 印刷製本費	資料のコピー代、報告書等の印刷製本費とする。
	集計・分析費	調査・分析・企画提案書策定に係る集計・分析費とする。
	機器借上・借 損料	機械・機器の借り上げ等の借損料とする。
	設営費	看板、装飾、音響設備等の機材に係る工事費及びレンタル料等とする。
	広告宣伝費	ポスター・チラシ・チケット等の作成及び印刷、折込広告、広告掲載、ホームページ制作等、宣伝に必要な経費とする。
	消耗品費	補助対象事業で使用されたことが特定でき、明確に区分されているものに限る。 飲食や景品等販促物品に係る経費は対象外とする。
委託費	専門的技術を必要とする事業又は企画の立案及び業務の遂行が委託によらなければ難しい場合に限	

		る。 なお、随意契約の場合は根拠を示すこと。
	雑役務費	事業の遂行に必要なアルバイト賃金とする。ただし、単価根拠が明確なものに限る。雑役務費に要する経費については、全体の事業経費の20%以内を対象経費と認めるものとする。 なお、単価根拠を明確にすること。
	市長が必要と認める経費	事業の実施に必要な経費で市長が必要と認める経費とする。
中心街魅力創出事業等	謝金	講師・研究員等外部専門家の謝金とする。
	旅費	講師・研究員等外部専門家の旅費及び事業の実施に必要な旅費であって必要最低限のものとする。（先進地視察のみの旅費は不可）
	資料作成費	資料のコピー代等とする。
	通信運搬費	郵便料金や運送代等。補助事業用にかかったことが明確に区分され、金額が特定できるものとする。
	使用料及び賃借料（移動）	ホームページ開設等を実施する際にインターネット接続業者に支払う経費、会議等の会場借上料とする。 （移動）
	印刷製本費（移動）	報告書等の印刷製本費とする。 （移動）
	広告宣伝費	チラシや広告掲載等の広告宣伝費とする。
	設営費	看板、装飾、音響設備等の機材に係る工事費及びレンタル料等とする。
	消耗品費	補助事業で使用するものを明確に区分すること。飲食や景品等販促物品に係る経費は対象外とする。
	委託費	専門的技術を必要とする事業に限り認める。また、成果品は実績報告時に提出すること。随意契約の場合は根拠を示すこと。
	集計・分析費（移動）	調査・分析・企画提案書策定に係る集計・分析費とする。 （移動）
	店舗等賃借料	店舗等賃借料（事業の実施期間内に限る）とする。
	機器借上・借損料（移動）	機械・機器の借り上げ等の借損料とする。 （移動）
	雑役務費	事業の遂行に必要なアルバイト賃金とする。ただし、単価根拠が明確なものに限る。雑役務費に要する経費については、全体の事業経費の20%以内を対象経費と認めるものとする。 なお、単価根拠を明確にすること。
その他事務経	事業の実施に必要な経費で市長が必要と認める経	

	費	費とする。
--	---	-------

- 4 補助対象事業及び補助金額のただし書きの取扱い
補助金交付要綱第3第1項、第4第1項及び第6第1項中ただし書きにおける「市長が特に認める場合」とは、本市が、別途事業決定したものをいう。
- 5 補助交付要綱第4（2）における新規性について、既存イベント活動等を更新した場合には、次年度以降は本補助金を用いずに同条件で継続できることを前提に、別表『新規性チェックシート』に掲げる10つの要件のうち5つ以上の項目で更新性が確認できるものを、新規性があるイベント活動等と認めることとする。

附 則

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和8年4月1日から施行する。

新規性チェックシート（要綱第7(5)関係）

【申請団体名 _____】 【申請イベント名 _____】

申請前に必ず申請者で確認、記入してください。既存イベントからの更新による新規性を認めるためには、下記10項目のうち5つ以上の更新性が必要です。
なお、必要に応じて、別イベントとの比較をお願いすることがあります。

【比較イベント 名称： _____ 開催時期 年 月】

申請者チェック欄

- 1. 主催構成員について30%以上入れ替えがある。
【比較対象 _____ 人】→【今回構成員 _____ 人中 _____ 人（ _____ %）が異なる】
- 2. 主な想定参加者が異なる。
【比較対象 _____ 】→【今回 _____ 】
- 3. 開催場所が異なる。
【比較対象 _____ 】→【今回 _____ 】
- 4. 開催時期・時間が異なる。
【比較対象 _____ 】→【今回 _____ 】
- 5. お金の予算配分（使い方等）が異なる。
【比較対象 _____ 】→【今回 _____ 】
- 6. 地域資源が異なる又は異なる使い方をしている。
【比較対象 _____ 】→【今回 _____ 】
- 7. 成果指標が異なる。異なる成果指標の測り方をしている。
【比較対象 _____ 】→【今回 _____ 】
- 8. 上記項目のほか、新規性とする部分その1
【比較対象 _____ 】→【今回 _____ 】
- 9. 上記項目のほか、新規性とする部分その2
【比較対象 _____ 】→【今回 _____ 】
- 10. 次年度に、補助金を用いず同イベントを実施可能と見込んでいる。

申請者：上記の通り、10項目中 _____ 項目において更新性があると判断しています。

担当課記載欄：；

申請者より提出されたチェックシートについて確認を行い、
10項目のうち、 _____ 項目（No _____ ）について、更新性を認め、

- 要綱第4(2)の新規性があると認めます。
- 要綱第4(2)の新規性は認められないと判断し、補助対象事業としないものとします。